

**社会福祉法人兼恵園**  
**役員等の報酬及び費用弁償に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人兼恵園定款第5条に規定する役員、第14条に規定する顧問、及び、第15条に規定する評議員（以下、「役員等」と言う）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤の役員に対しては、別表第1に定める額を限度として、勤務実態等を考慮して理事長が定める額の報酬を支給する。

2 常勤の役員に対しては、社会福祉法人兼恵園賃金規程に準じて通勤手当及び期末手当を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 前条の規程により報酬を受ける役員以外の役員等が次の業務を行った場合には、別表2の費用弁償を支給する。

(1) 法人業務を決定する会議に出席したとき。

(2) 法人業務を行うため事務局へ出頭したとき。

2 役員等が前項に定める以外の法人業務のため出張するときは、その旅行について要する旅費を費用弁償として支給する。この場合の旅費は、社会福祉法人兼恵園旅費規程に定めるところによる。

(適用除外)

第4条 施設職員であって役員等を兼務する者については、前条の規程は適用しない。

(委任)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は平成26年5月29日（議決日）から施行する。

2 「社会福祉法人兼恵園役員の報酬に関する規程」及び「社会福祉法人兼恵園役員等の費用弁償に関する規程」は、廃止する。

別表 1

区分	報酬額(月額)	備考
理事長 (施設長を兼務する)	400,000円	上限額
理事長 (施設長を兼務しない)	300,000円	上限額
常務理事	300,000円	上限額

別表 2

区分	第3条第1項第1号該当	第3条第1項第2号該当
役員	10,000円	10,000円
顧問	10,000円	10,000円
評議員	10,000円	10,000円